

令和2年12月4日

令和2年登米市議会定例会 12月定期議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番

議案第102号	令和2年度登米市一般会計補正予算（第7号）
議案第103号	令和2年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第104号	令和2年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第105号	令和2年度登米市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第106号	令和2年度登米市水道事業会計補正予算（第2号）
議案第107号	令和2年度登米市下水道事業会計補正予算（第1号）
議案第108号	令和2年度登米市病院事業会計補正予算（第7号）
議案第109号	令和2年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第3号）

本案は、議案第102号令和2年度登米市一般会計補正予算（第7号）から議案第109号令和2年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第3号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ8億6,182万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ544億5,085万円とするものであります。

その内容として、歳出では、人事院勧告に基づく給与改定などに伴う人件費1億6,039万円、災害廃棄物緊急処理支援事業4億7,392万円、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種事業の中止等による現段階における影響額などを減額する一方、新型コロナウイルス感染症対策関連事業費として、市役所各庁舎の衛生環境向上事業1,057万円、NHK連続テレビ小説「おかえりモネ」推進事業475万円、文化財保護事業348万円などを増額して計上しております。

歳入では、財政調整基金繰入金17億7,589万円、災害廃棄物緊急処理支援事業受託事業収入4億864万円などを減額する一方、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国庫支出金11億639万円、農林水産業施設災害復旧費補助金などの県支出金2億1,566万円などを増額して計上しております。

また、債務負担行為補正として追加236件、地方債補正として変更5件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計で、それぞれ人事院勧告に基づく給与改定などに伴う人件費などの補正を行うほか、国民健康保険特別会計では、債務負担行為1件を計上しております。

企業会計については、全企業会計で人事院勧告に基づく給与改定などに伴う人件費の補正を行うほか、病院事業会計では、オンライン資格確認システム導入に

要する建設改良費957万円の増額と、債務負担行為補正として追加4件、企業債補正として追加1件を、老人保健施設事業会計では、債務負担行為補正として追加2件を計上しております。

議案第110号	登米市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
---------	-------------------------------

本案は、採用に伴う赴任に係る旅費について、新たに採用された職員のうち、その支給対象となる者を定義するため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表7ページ)

議案第111号	登米市火災予防条例の一部を改正する条例について
---------	-------------------------

本案は、消防庁次長通知（令和2年8月27日消防予第226号）により、火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）の一部が改正され、公布されたことに伴い、登米市火災予防条例（平成17年登米市条例第215号）の一部を改正するものであります。
(新旧対照表8ページ)

議案第112号	第二次登米市総合計画基本計画の改定について
---------	-----------------------

本案は、平成27年度に策定した第二次登米市総合計画において、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、策定後5年を目途に必要な応じて基本計画の見直しを行うものと定めていることから、令和3年度から令和7年度までの後期5年の内容の一部を改定することについて、登米市議会基本条例（平成23年条例第35号）第12条第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第113号	第4次登米市行財政改革大綱の策定について
---------	----------------------

本案は、現行の第3次登米市行財政改革大綱の計画期間が令和2年度をもって終了することから、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする第4次登米市行財政改革大綱を策定することについて、登米市議会基本条例（平成23年登米市条例第35号）第12条第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第114号	工事請負契約金額の変更について
---------	-----------------

本案は、緊急告知放送屋外拡声装置整備工事の請負契約金額を増額変更するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第115号	指定管理者の指定について（登米市迫公民館及び迫勤労青少年ホーム）
議案第116号	指定管理者の指定について（登米市北方公民館、迫農村環境改善センター及び登米市迫青少年センター）
議案第117号	指定管理者の指定について（登米市新田公民館）
議案第118号	指定管理者の指定について（登米市森公民館）
議案第119号	指定管理者の指定について（登米市米谷公民館、不老仙館及び東和楼台コミュニティセンター）
議案第120号	指定管理者の指定について（登米市米川公民館及び登米市東和国际交流センター）
議案第121号	指定管理者の指定について（登米市錦織公民館及び東和勤労青少年ホーム）
議案第122号	指定管理者の指定について（登米市南方公民館、南方農村環境改善センター、南方歴史民俗資料館、登米市東郷公民館、南方老人福祉センター、南方定住促進センター、登米市南方東郷運動広場、登米市西郷公民館及び南方就業改善センター）

議案第123号	指定管理者の指定について（登米市迫B & G海洋センター、登米市中田B & G海洋センター及び登米市米山B & G海洋センター）
議案第124号	指定管理者の指定について（登米市伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター及び迫野鳥観察館）
議案第125号	指定管理者の指定について（南方産地形成促進施設）
議案第126号	指定管理者の指定について（もくもくランド）
議案第127号	指定管理者の指定について（迫梅ノ木公園、迫佐沼公園及び迫大東公園）
議案第128号	指定管理者の指定について（登米市迫体育館、登米市迫武道館及び登米市新田総合運動場）
議案第129号	指定管理者の指定について（登米市中田総合体育館、登米市中田球場及び登米市諏訪公園）
議案第130号	指定管理者の指定について（登米市豊里運動公園及び豊里花の公園）
議案第131号	指定管理者の指定について（登米市石越体育センター及び登米市石越総合運動公園）
議案第132号	指定管理者の指定について（登米市津山林業総合センター、登米市津山若者総合体育館及び登米市津山運動広場）

本案は、議案第115号指定管理者の指定（登米市迫公民館及び迫勤労青少年ホーム）から議案第132号指定管理者の指定（登米市津山林業総合センター、登米市津山若者総合体育館及び登米市津山運動広場）まで、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び各施設の設置条例の規定により、その管理を行わせる団体を指定するにあたり、同法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第110号関係

登米市職員等の旅費に関する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 赴任 <u>新たに採用された職員のうち、当市の要請により国家公務員又は他の地方公共団体の職員から引き続いて職員となった者その他市長が特に必要と認める者</u>がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3条～第41条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 赴任 新たに採用された職員_____</p> <p>_____がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3条～第41条 (略)</p>

議案第111号関係

登米市火災予防条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第8条の2 (略) (燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第11号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項(第7号を除く。)並びに第12条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第9条～第11条 (略) (急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、<u>電気自動車等</u>(<u>電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)</u>をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) <u>急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)</u></p>	<p>第1条～第8条の2 (略) (燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第10号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項(第7号を除く。)並びに第12条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第9条～第11条 (略) (急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、<u>電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。)</u>に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>

を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等
_____との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場
合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気自動車等
_____が確実に接続され
ていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等
_____の接続部に電圧が
印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を
講ずること。

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための
部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不
時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分
な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、
当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動
車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場
合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続され
ていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が
印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を
講ずること。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア (略)

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(17) (略)

(18) (略)

2 (略)

第12条～第43条 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア (略)

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(13) (略)

(14) (略)

2 (略)

第12条～第43条 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 急速充電設備 (全出力50キロワット以下のものを除く。)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) 水素ガスを充填する 気球

第45条～第50条 (略)

(1)～(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) 水素ガスを充てんする 気球

第45条～第50条 (略)